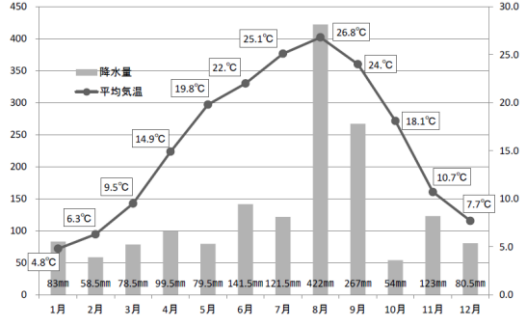
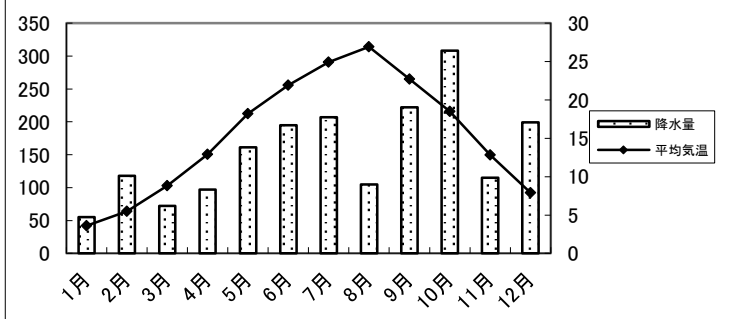


府中市国民保護計画修正案 新旧対照表

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
目次 P 4	第5編 <u>大規模なテロ等</u> （ <u>緊急対処事態</u> ）への対処 ――― 102 第1章 初動対応力の強化 ――― 104	第5編 <u>緊急対処事態</u> （ <u>大規模テロ等</u> ）への対処 ――― 102 第1章 初動対応力の強化 ――― 104
P 6 第1編第4章	<p>(1) 地形</p> <p>府中市は、首都東京の副都心新宿から西方約22キロに位置し、市の中心はおおむね東経139度28分<u>40</u>秒、北緯35度<u>40</u>分<u>08</u>秒にあり、東は調布市及び三鷹市、西は国立市、南は多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。</p> <p>「東西8.75キロメートル、南北6.7<u>0</u>キロメートル、面積29.43平方キロメートル」の地形は、市の南端を流れる多摩川から北へ1.7キロメートルにわたって海拔約40メートルの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7メートルの崖線から北へ約2.5キロメートルにわたって<u>立川</u>段丘が広がっている。この段丘は西端が海拔70メートルあり、東端が海拔40メートルで、市内でもっとも高いところは武蔵台3丁目の海拔<u>約80</u>メートルである。</p>	<p>(1) 地形</p> <p>府中市は、首都東京の副都心新宿から西方約22キロに位置し、市の中心はおおむね東経139度28分<u>52</u>秒、北緯35度<u>39</u>分<u>56</u>秒にあり、東は調布市及び三鷹市、西は国立市、南は多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。</p> <p>「東西8.75キロメートル、南北6.7<u>9</u>キロメートル、面積29.34平方キロメートル」の地形は、市の南端を流れる多摩川から北へ1.7キロメートルにわたって海拔約40メートルの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7メートルの崖線から北へ約2.5キロメートルにわたって<u>府中</u>段丘が広がっている。この段丘は西端が海拔70メートルあり、東端が海拔40メートルで、市内でもっとも高いところは武蔵台3丁目の海拔<u>82</u>メートルである。</p>
P 6 第1編第4章	<p>(2) 気候</p> <p>府中市の平成 <u>28</u> 年の平均気温（℃）及び降水量（mm）は次のとおりである。</p>  <p>年間平均気温は <u>15.8</u>℃、年間総雨量は <u>1,608</u>mmである。（観測地点：府中市晴見町）</p>	<p>(2) 気候</p> <p>府中市の平成 <u>18</u> 年の平均気温（℃）及び降水量（mm）は次のとおりである。</p>  <p>年間平均気温は <u>15.4</u>℃、年間総雨量は <u>1,854</u>mmである。（観測地点：府中市晴見町）</p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）																																																																				
P 7 第1編第4章	<p>(3) 面積・人口 <地目別土地面積></p> <table border="1" data-bbox="338 280 1205 528"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>面積(千㎡)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地</td> <td>16.537</td> <td>56.2</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>0.978</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>0.487</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td>0.000</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>11.428</td> <td>38.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29.430</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><世帯と人口(住民基本台帳及び外国人登録者原票人口)>(平成29年1月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="338 663 1205 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人口</th> <th rowspan="2">人口密度 (1km²当たり)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>122,656</td> <td>258,000</td> <td>130,160</td> <td>127,840</td> <td>8,907</td> </tr> </tbody> </table>	種別	面積(千㎡)	割合(%)	宅地	16.537	56.2	畑	0.978	3.3	田	0.487	1.7	山林	0.000	0.0	その他	11.428	38.8	合計	29.430	100.0	世帯数	人口			人口密度 (1km ² 当たり)	総数	男	女	122,656	258,000	130,160	127,840	8,907	<p>(3) 面積・人口 <地目別土地面積></p> <table border="1" data-bbox="1243 280 2110 528"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>面積(千㎡)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地</td> <td>16.325</td> <td>55.6</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1.246</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>0.612</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td>0.020</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>11.137</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29.340</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><世帯と人口(住民基本台帳及び外国人登録者原票人口)>(平成19年1月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1243 663 2110 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人口</th> <th rowspan="2">人口密度 (1km²当たり)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>112,110</td> <td>242,533</td> <td>123,715</td> <td>118,818</td> <td>8,266</td> </tr> </tbody> </table>	種別	面積(千㎡)	割合(%)	宅地	16.325	55.6	畑	1.246	4.2	田	0.612	2.1	山林	0.020	0.1	その他	11.137	38.0	合計	29.340	100.0	世帯数	人口			人口密度 (1km ² 当たり)	総数	男	女	112,110	242,533	123,715	118,818	8,266
種別	面積(千㎡)	割合(%)																																																																				
宅地	16.537	56.2																																																																				
畑	0.978	3.3																																																																				
田	0.487	1.7																																																																				
山林	0.000	0.0																																																																				
その他	11.428	38.8																																																																				
合計	29.430	100.0																																																																				
世帯数	人口			人口密度 (1km ² 当たり)																																																																		
	総数	男	女																																																																			
122,656	258,000	130,160	127,840	8,907																																																																		
種別	面積(千㎡)	割合(%)																																																																				
宅地	16.325	55.6																																																																				
畑	1.246	4.2																																																																				
田	0.612	2.1																																																																				
山林	0.020	0.1																																																																				
その他	11.137	38.0																																																																				
合計	29.340	100.0																																																																				
世帯数	人口			人口密度 (1km ² 当たり)																																																																		
	総数	男	女																																																																			
112,110	242,533	123,715	118,818	8,266																																																																		
P 7 第1編第4章	<p>(6) 自衛隊施設等 自衛隊施設は、浅間町1丁目に、航空自衛隊府中基地（<u>航空支援集団司令部</u>等）が所在している。</p>	<p>(6) 自衛隊施設等 自衛隊施設は、浅間町1丁目に、航空自衛隊府中基地（<u>航空総隊司令部</u>等）が所在している。</p>																																																																				
P 10 第1編第5章	<p>2 緊急対処事態</p> <p>市国民保護計画においては、緊急対処事態(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。</p> <p>また、市国民保護計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態への対処を重視していく。</p> <p><u>(1) 危険物質を有する施設への攻撃</u></p> <p>① 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放</p>	<p>2 緊急対処事態</p> <p>市国民保護計画においては、緊急対処事態(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(1) 攻撃対象施設等による分類</u></p> <p>① <u>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</u></p> <p>ア <u>原子力事業所等の破壊</u></p>																																																																				

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
	<p>出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする（都内には原子力事業所は存在しない）。</p> <p>② 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる（都内には石油コンビナートは存在しない。）。</p> <p>③ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>④ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。</p> <p><u>(2) 大規模集客施設等への攻撃</u></p> <p>大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものになる。</p> <p><u>(3) 大量殺傷物質による攻撃</u></p> <p>「NBCを使用した攻撃」<u>(次頁)</u>と同様の被害を発生させる。</p>	<p>原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする（都内には原子力事業所は存在しない）。</p> <p><u>イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</u></p> <p>石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p><u>ウ 危険物積載船への攻撃</u></p> <p>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p><u>エ ダムの破壊</u></p> <p>ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。</p> <p><u>② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</u></p> <p><u>大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</u></p> <p>大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものになる。</p> <p><u>(2) 攻撃手段による分類</u></p> <p><u>① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</u></p> <p>「NBCを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。</p> <p><u>ア ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散</u></p> <p><u>イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</u></p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）																																									
	<p><u>(4) 交通機関を破壊手段としたテロ</u></p> <p>① 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>② 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。</p>	<p><u>ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</u></p> <p><u>エ 水源地に対する毒素等の混入</u></p> <p>② <u>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</u> <u>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</u></p> <p><u>ア</u> 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p><u>イ</u> 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。</p>																																									
P 1 1 第 1 編第 5 章	③ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。	<u>ウ</u> 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。																																									
P 1 2 第 2 編第 1 章	<p>【市の各部における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="376 767 1167 1465"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策総務部</td> <td>1 安否情報の収集体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">行政管理部</td> <td>1 市庁舎における警戒等の予防対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>2 車両の調達に関する事項</td> </tr> <tr> <td>3 国民保護協議会に関する事項</td> </tr> <tr> <td>4 国民保護対策本部に関する事項</td> </tr> <tr> <td>5 国民保護計画の見直し・変更に関する事項</td> </tr> <tr> <td>6 初動体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>7 職員の服務基準の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>8 非常通信体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>9 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他の区市町村等との連携態勢の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>10 避難実施要領の策定に関する事項</td> </tr> <tr> <td>11 物資及び資材の備蓄等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>12 国民保護措置についての訓練に関する事項</td> </tr> <tr> <td>13 国民保護の啓発に関する事項</td> </tr> <tr> <td>14 危機情報等の収集、分析等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>15 特殊標章等の交付に関する事項</td> </tr> <tr> <td>16 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事項</td> </tr> <tr> <td>17 被災情報の収集、提供整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>18 その他各部課に属しない武力攻撃事態に関する事項</td> </tr> <tr> <td>市民協働推進部</td> <td>1 避難施設の運営体制の整備に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	部名	平素の業務	政策総務部	1 安否情報の収集体制の整備に関する事項	行政管理部	1 市庁舎における警戒等の予防対策に関する事項	2 車両の調達に関する事項	3 国民保護協議会に関する事項	4 国民保護対策本部に関する事項	5 国民保護計画の見直し・変更に関する事項	6 初動体制の整備に関する事項	7 職員の服務基準の整備に関する事項	8 非常通信体制の整備に関する事項	9 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他の区市町村等との連携態勢の整備に関する事項	10 避難実施要領の策定に関する事項	11 物資及び資材の備蓄等に関する事項	12 国民保護措置についての訓練に関する事項	13 国民保護の啓発に関する事項	14 危機情報等の収集、分析等に関する事項	15 特殊標章等の交付に関する事項	16 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事項	17 被災情報の収集、提供整備に関する事項	18 その他各部課に属しない武力攻撃事態に関する事項	市民協働推進部	1 避難施設の運営体制の整備に関する事項	<p>【市の各部における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1317 762 2029 1465"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策総務部</td> <td>1 安否情報の収集体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>税務管財部</td> <td>1 市庁舎における警戒等の予防対策に関する事項 2 車両の調達に関する事項</td> </tr> <tr> <td>生活生活部</td> <td>1 避難施設の運営体制の整備に関する事項 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部</td> <td>1 文化財の保護に関する事項</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事項 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭部</td> <td>1 乳幼児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>環境安全部</td> <td>1 国民保護協議会に関する事項 2 国民保護対策本部に関する事項 3 国民保護計画の見直し・変更に関する事項 4 初動体制の整備に関する事項 5 職員の服務基準の整備に関する事項 6 非常通信体制の整備に関する事項 7 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他の区市町村等との連携態勢の整備に関する事項 8 避難実施要領の策定に関する事項 9 物資及び資材の備蓄等に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	部名	平素の業務	政策総務部	1 安否情報の収集体制の整備に関する事項	税務管財部	1 市庁舎における警戒等の予防対策に関する事項 2 車両の調達に関する事項	生活生活部	1 避難施設の運営体制の整備に関する事項 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項	文化スポーツ部	1 文化財の保護に関する事項	福祉保健部	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事項 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項	子ども家庭部	1 乳幼児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項	環境安全部	1 国民保護協議会に関する事項 2 国民保護対策本部に関する事項 3 国民保護計画の見直し・変更に関する事項 4 初動体制の整備に関する事項 5 職員の服務基準の整備に関する事項 6 非常通信体制の整備に関する事項 7 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他の区市町村等との連携態勢の整備に関する事項 8 避難実施要領の策定に関する事項 9 物資及び資材の備蓄等に関する事項
部名	平素の業務																																										
政策総務部	1 安否情報の収集体制の整備に関する事項																																										
行政管理部	1 市庁舎における警戒等の予防対策に関する事項																																										
	2 車両の調達に関する事項																																										
	3 国民保護協議会に関する事項																																										
	4 国民保護対策本部に関する事項																																										
	5 国民保護計画の見直し・変更に関する事項																																										
	6 初動体制の整備に関する事項																																										
	7 職員の服務基準の整備に関する事項																																										
	8 非常通信体制の整備に関する事項																																										
	9 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他の区市町村等との連携態勢の整備に関する事項																																										
	10 避難実施要領の策定に関する事項																																										
	11 物資及び資材の備蓄等に関する事項																																										
	12 国民保護措置についての訓練に関する事項																																										
	13 国民保護の啓発に関する事項																																										
	14 危機情報等の収集、分析等に関する事項																																										
	15 特殊標章等の交付に関する事項																																										
	16 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事項																																										
	17 被災情報の収集、提供整備に関する事項																																										
	18 その他各部課に属しない武力攻撃事態に関する事項																																										
市民協働推進部	1 避難施設の運営体制の整備に関する事項																																										
部名	平素の業務																																										
政策総務部	1 安否情報の収集体制の整備に関する事項																																										
税務管財部	1 市庁舎における警戒等の予防対策に関する事項 2 車両の調達に関する事項																																										
生活生活部	1 避難施設の運営体制の整備に関する事項 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項																																										
文化スポーツ部	1 文化財の保護に関する事項																																										
福祉保健部	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事項 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項																																										
子ども家庭部	1 乳幼児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項																																										
環境安全部	1 国民保護協議会に関する事項 2 国民保護対策本部に関する事項 3 国民保護計画の見直し・変更に関する事項 4 初動体制の整備に関する事項 5 職員の服務基準の整備に関する事項 6 非常通信体制の整備に関する事項 7 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他の区市町村等との連携態勢の整備に関する事項 8 避難実施要領の策定に関する事項 9 物資及び資材の備蓄等に関する事項																																										

該当頁	新（修正案）	旧（現行）																								
<p>P 1 3 第2編第1章</p>	<table border="1" data-bbox="369 169 1171 576"> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1 廃棄物処理に関する事項</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部</td> <td>1 文化財の保護に関する事項</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事項 2 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭部</td> <td>1 乳幼児等の要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>1 下水道施設の警戒等の予防対策に関する事項 2 復旧に関する事項 3 応急給水に関する事項</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>1 学校施設等の避難所開設・運営の協力に関する事項</td> </tr> <tr> <td>府中市消防団</td> <td>1 住民の避難誘導に関する事項</td> </tr> </table> <p>※ 国民保護に関する業務の総括、各部間の調整、企画立案等については、<u>行政管理</u>部長等の国民保護担当責任者が行う。</p> <p>※ 武力攻撃事態における業務の準備を、各部平素の業務の中で行う。</p>	生活環境部	1 廃棄物処理に関する事項	文化スポーツ部	1 文化財の保護に関する事項	福祉保健部	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事項 2 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項	子ども家庭部	1 乳幼児等の要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項	都市整備部	1 下水道施設の警戒等の予防対策に関する事項 2 復旧に関する事項 3 応急給水に関する事項	教育部	1 学校施設等の避難所開設・運営の協力に関する事項	府中市消防団	1 住民の避難誘導に関する事項	<table border="1" data-bbox="1317 169 2033 568"> <tr> <td></td> <td>10 国民保護措置についての訓練に関する事項 11 国民保護の啓発に関する事項 12 危機情報等の収集、分析等に関する事項 13 特殊標章等の交付に関する事項 14 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事項 15 被災情報の収集、提供整備に関する事項 16 応急給水に関する事項 17 下水道施設の警戒等の予防対策に関する事項 18 その他各部課に属しない武力攻撃事態に関する整備</td> </tr> <tr> <td>ごみ改革推進本部</td> <td>1 廃棄物処理に関する事項</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>1 復旧に関する事項</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>1 学校施設等の避難所開設・運営の協力に関する事項</td> </tr> <tr> <td>府中市消防団</td> <td>1 住民の避難誘導に関する事項</td> </tr> </table> <p>※ 国民保護に関する業務の総括、各部間の調整、企画立案等については、<u>環境安全</u>部長等の国民保護担当責任者が行う。</p> <p>※ 武力攻撃事態における業務の準備を、各部平素の業務の中で行う。</p>		10 国民保護措置についての訓練に関する事項 11 国民保護の啓発に関する事項 12 危機情報等の収集、分析等に関する事項 13 特殊標章等の交付に関する事項 14 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事項 15 被災情報の収集、提供整備に関する事項 16 応急給水に関する事項 17 下水道施設の警戒等の予防対策に関する事項 18 その他各部課に属しない武力攻撃事態に関する整備	ごみ改革推進本部	1 廃棄物処理に関する事項	都市整備部	1 復旧に関する事項	教育部	1 学校施設等の避難所開設・運営の協力に関する事項	府中市消防団	1 住民の避難誘導に関する事項
生活環境部	1 廃棄物処理に関する事項																									
文化スポーツ部	1 文化財の保護に関する事項																									
福祉保健部	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事項 2 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項																									
子ども家庭部	1 乳幼児等の要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事項																									
都市整備部	1 下水道施設の警戒等の予防対策に関する事項 2 復旧に関する事項 3 応急給水に関する事項																									
教育部	1 学校施設等の避難所開設・運営の協力に関する事項																									
府中市消防団	1 住民の避難誘導に関する事項																									
	10 国民保護措置についての訓練に関する事項 11 国民保護の啓発に関する事項 12 危機情報等の収集、分析等に関する事項 13 特殊標章等の交付に関する事項 14 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事項 15 被災情報の収集、提供整備に関する事項 16 応急給水に関する事項 17 下水道施設の警戒等の予防対策に関する事項 18 その他各部課に属しない武力攻撃事態に関する整備																									
ごみ改革推進本部	1 廃棄物処理に関する事項																									
都市整備部	1 復旧に関する事項																									
教育部	1 学校施設等の避難所開設・運営の協力に関する事項																									
府中市消防団	1 住民の避難誘導に関する事項																									
<p>P 1 4 第2編第1章</p>	<p>(2) 24時間即応体制の確保</p> <p>市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（府中消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当番制等の強化を行うなど、速やかに市長及び<u>防災危機管理</u>課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p>	<p>(2) 24時間即応体制の確保</p> <p>市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（府中消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当番制等の強化を行うなど、速やかに市長及び<u>防災</u>課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p>																								

該当頁	新（修正案）	旧（現行）																																				
P 1 4 第 2 編第 1 章	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1" data-bbox="510 220 1032 544"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定無</td> <td>市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>① 防災危機管理課体制</td> </tr> <tr> <td>市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</td> <td>② 緊急事態連絡室体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事態認定有</td> <td>原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害^(*)に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</td> <td>④ 市災害対策本部体制</td> </tr> <tr> <td>市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td>① 防災危機管理課体制</td> </tr> <tr> <td>市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</td> <td>② 緊急事態連絡室体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>③ 市国民保護対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定無	市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 防災危機管理課 体制	市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 緊急事態連絡室体制	事態認定有	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	④ 市災害対策本部体制	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	① 防災危機管理課 体制	市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 緊急事態連絡室体制		市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③ 市国民保護対策本部体制	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1" data-bbox="1406 220 1928 544"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定無</td> <td>市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>① 防災課体制</td> </tr> <tr> <td>市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</td> <td>② 緊急事態連絡室体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事態認定有</td> <td>原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害^(*)に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</td> <td>④ 市災害対策本部体制</td> </tr> <tr> <td>市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td>① 防災課体制</td> </tr> <tr> <td>市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</td> <td>② 緊急事態連絡室体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>③ 市国民保護対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定無	市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 防災課 体制	市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 緊急事態連絡室体制	事態認定有	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	④ 市災害対策本部体制	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	① 防災課 体制	市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 緊急事態連絡室体制		市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③ 市国民保護対策本部体制
事態の状況	体制の判断基準	体制																																				
事態認定無	市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 防災危機管理課 体制																																				
	市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 緊急事態連絡室体制																																				
事態認定有	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	④ 市災害対策本部体制																																				
	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	① 防災危機管理課 体制																																				
	市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 緊急事態連絡室体制																																				
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③ 市国民保護対策本部体制																																				
事態の状況	体制の判断基準	体制																																				
事態認定無	市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 防災課 体制																																				
	市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 緊急事態連絡室体制																																				
事態認定有	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	④ 市災害対策本部体制																																				
	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	① 防災課 体制																																				
	市の全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 市の全庁的な情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 緊急事態連絡室体制																																				
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③ 市国民保護対策本部体制																																				
P 1 5 第 2 編第 1 章	<p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="338 619 1205 821"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 防災危機管理課体制</td> <td>防災危機管理課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>② 緊急事態連絡室体制</td> <td>政策総務部長、行政管理部長、市民協働推進部長、都市整備部長及び防災危機管理課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>③ 市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> <tr> <td>④ 市災害対策本部体制</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 部長職職員等への連絡手段の確保</p> <p>市の部長職職員及び防災危機管理課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p> <p>(5) 部長職職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>市の部長職職員及び防災危機管理課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお、市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）、市国民保護対策副本部長（以下「市対策副本部長」という。）及び市国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）の代替職員については、以下のとおりとする。</p>	体制	参集基準	① 防災危機管理課 体制	防災危機管理課 職員が参集	② 緊急事態連絡室体制	政策総務部長、 行政管理部長 、 市民協働推進部長 、 都市整備部長 及び 防災危機管理課 職員が参集	③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	④ 市災害対策本部体制		<p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="1238 619 2105 821"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 防災課体制</td> <td>防災課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>② 緊急事態連絡室体制</td> <td>環境安全部長、政策総務部長、市民生活部長、都市整備部長及び防災課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>③ 市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> <tr> <td>④ 市災害対策本部体制</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 部長職職員等への連絡手段の確保</p> <p>市の部長職職員及び防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p> <p>(5) 部長職職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>市の部長職職員及び防災課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。</p>	体制	参集基準	① 防災課 体制	防災課 職員が参集	② 緊急事態連絡室体制	環境安全部長 、政策総務部長、 市民生活部長 、 都市整備部長 及び 防災課 職員が参集	③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	④ 市災害対策本部体制																	
体制	参集基準																																					
① 防災危機管理課 体制	防災危機管理課 職員が参集																																					
② 緊急事態連絡室体制	政策総務部長、 行政管理部長 、 市民協働推進部長 、 都市整備部長 及び 防災危機管理課 職員が参集																																					
③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																					
④ 市災害対策本部体制																																						
体制	参集基準																																					
① 防災課 体制	防災課 職員が参集																																					
② 緊急事態連絡室体制	環境安全部長 、政策総務部長、 市民生活部長 、 都市整備部長 及び 防災課 職員が参集																																					
③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																					
④ 市災害対策本部体制																																						

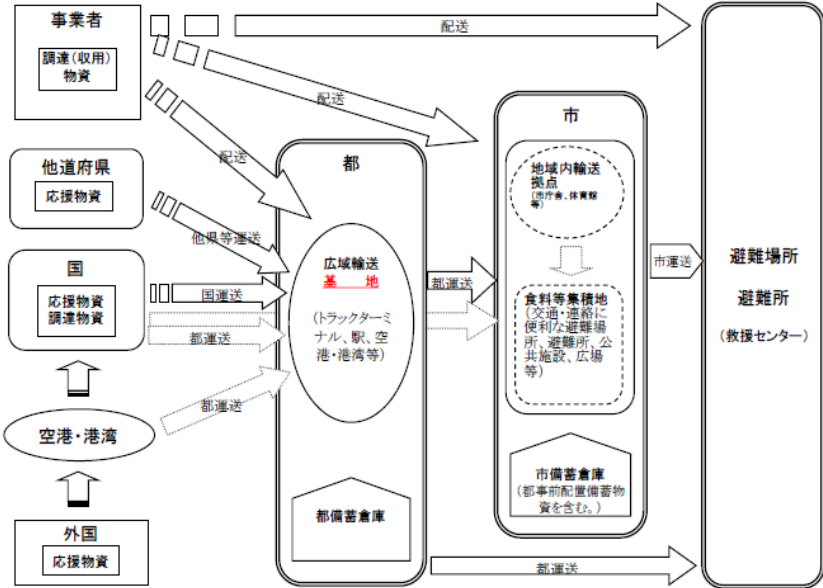
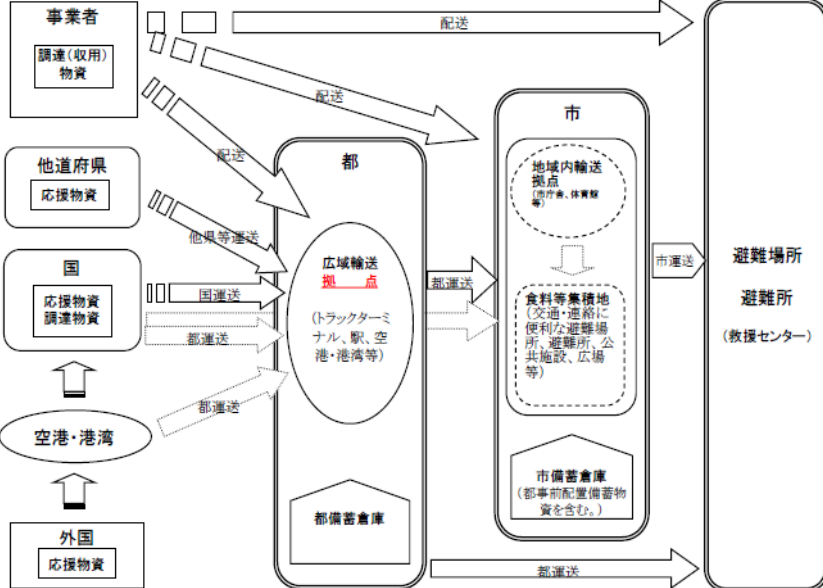
該当頁	新（修正案）	旧（現行）																																								
	<p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="338 228 1198 411"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> <th>代替職員（第3順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部 長 (市長)</td> <td>副本部長 (副市長)</td> <td>副本部長 (副市長)</td> <td>副本部長 (教育長)</td> </tr> <tr> <td>副 本 部 長 (副市長・教育長)</td> <td>行政 管理 部長</td> <td>政 策 総 務 部 長</td> <td>市 民 協 働 推 進 部 長</td> </tr> <tr> <td>本 部 員 (部長・局長・本部長)</td> <td colspan="3">各部・局・本部にてあらかじめ定めておく。</td> </tr> </tbody> </table> <p>市対策本部員は、府中市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則第5条による。</p> <p>(6) 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、<u>市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）</u>が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。</p> <table border="1" data-bbox="367 676 1193 758"> <tr> <td>矢崎町防災倉庫会議室</td> <td>矢崎町1-16</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※その他、状況に応じて、市施設等を指定する。</td> </tr> </table> <p>(7) 職員の所掌事務</p> <p>市は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。</p> <p>(8) 交代要員等の確保</p> <p>市は、防災に関する体制を活用しつつ、<u>市対策本部</u>を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交代要員の確保その他職員の配置 ② 食料、燃料等の備蓄 	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	本 部 長 (市長)	副本部長 (副市長)	副本部長 (副市長)	副本部長 (教育長)	副 本 部 長 (副市長・教育長)	行政 管理 部長	政 策 総 務 部 長	市 民 協 働 推 進 部 長	本 部 員 (部長・局長・本部長)	各部・局・本部にてあらかじめ定めておく。			矢崎町防災倉庫会議室	矢崎町1-16	※その他、状況に応じて、市施設等を指定する。		<p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="1243 244 2105 419"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> <th>代替職員（第3順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部 長 (市長)</td> <td>副本部長 (助役)</td> <td>副本部長 (収入役)</td> <td>副本部長 (教育長)</td> </tr> <tr> <td>副 本 部 長 (助役・収入役・教育長)</td> <td>環 境 安 全 部 長</td> <td>政 策 総 務 部 長</td> <td>税 務 管 財 部 長</td> </tr> <tr> <td>本 部 員 (部長・局長・本部長)</td> <td colspan="3">各部・局・本部にてあらかじめ定めておく。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、<u>市対策本部</u>が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。</p> <table border="1" data-bbox="1272 676 2098 758"> <tr> <td>矢崎町防災倉庫会議室</td> <td>矢崎町1-16</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※その他、状況に応じて、市施設等を指定する。</td> </tr> </table> <p>(7) 職員の所掌事務</p> <p>市は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。</p> <p>(8) 交代要員等の確保</p> <p>市は、防災に関する体制を活用しつつ、<u>市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）</u>を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交代要員の確保その他職員の配置 ② 食料、燃料等の備蓄 	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	本 部 長 (市長)	副本部長 (助役)	副本部長 (収入役)	副本部長 (教育長)	副 本 部 長 (助役・収入役・教育長)	環 境 安 全 部 長	政 策 総 務 部 長	税 務 管 財 部 長	本 部 員 (部長・局長・本部長)	各部・局・本部にてあらかじめ定めておく。			矢崎町防災倉庫会議室	矢崎町1-16	※その他、状況に応じて、市施設等を指定する。	
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																																							
本 部 長 (市長)	副本部長 (副市長)	副本部長 (副市長)	副本部長 (教育長)																																							
副 本 部 長 (副市長・教育長)	行政 管理 部長	政 策 総 務 部 長	市 民 協 働 推 進 部 長																																							
本 部 員 (部長・局長・本部長)	各部・局・本部にてあらかじめ定めておく。																																									
矢崎町防災倉庫会議室	矢崎町1-16																																									
※その他、状況に応じて、市施設等を指定する。																																										
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																																							
本 部 長 (市長)	副本部長 (助役)	副本部長 (収入役)	副本部長 (教育長)																																							
副 本 部 長 (助役・収入役・教育長)	環 境 安 全 部 長	政 策 総 務 部 長	税 務 管 財 部 長																																							
本 部 員 (部長・局長・本部長)	各部・局・本部にてあらかじめ定めておく。																																									
矢崎町防災倉庫会議室	矢崎町1-16																																									
※その他、状況に応じて、市施設等を指定する。																																										

該当頁	新（修正案）	旧（現行）																																										
P 1 6 第 2 編第 1 章	<p>【国民保護法における国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1" data-bbox="338 233 1202 528"> <thead> <tr> <th colspan="2">手続項目</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)</td> <td>政策総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関すること。(法第6条、第175条)</td> <td>政策総務部</td> </tr> </tbody> </table>	手続項目		担当部	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	行政管理部	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	行政管理部	土地等の使用に関すること。(法第82条)	行政管理部	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	行政管理部	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	行政管理部	不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)		政策総務部	訴訟に関すること。(法第6条、第175条)		政策総務部	<p>【国民保護法における国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1" data-bbox="1243 233 2107 528"> <thead> <tr> <th colspan="2">手続項目</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)</td> <td>政策総務部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関すること。(法第6条、第175条)</td> <td>政策総務部</td> </tr> </tbody> </table>	手続項目		担当部	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	税務管財部	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	税務管財部	土地等の使用に関すること。(法第82条)	税務管財部	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	税務管財部	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	税務管財部	不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)		政策総務部	訴訟に関すること。(法第6条、第175条)		政策総務部
手続項目		担当部																																										
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	行政管理部																																										
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	行政管理部																																										
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	行政管理部																																										
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	行政管理部																																										
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	行政管理部																																										
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)		政策総務部																																										
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)		政策総務部																																										
手続項目		担当部																																										
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	税務管財部																																										
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	税務管財部																																										
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	税務管財部																																										
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	税務管財部																																										
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	税務管財部																																										
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)		政策総務部																																										
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)		政策総務部																																										
P 1 8 第 2 編第 1 章	<p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう <u>(公財)</u> 日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう <u>(財)</u> 日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>																																										
P 2 0 第 2 編第 1 章	<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>また、市は、国（官邸）から国民保護情報などの緊急情報を送信する、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-net）を導入している。</u></p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p>																																										
P 2 1 第 2 編第 1 章	<p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等 <u>のため</u>、防災行政無線の整備を図る。</p> <p><u>東京都防災行政無線及び府中市防災行政無線、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）^(※)、総合行政</u></p>	<p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等 <u>に必要となる同報系その他の</u>防災行政無線の整備を図る。</p> <p><u>同報系防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）^(※) の開発・整備の検討を踏まえる。</u></p>																																										

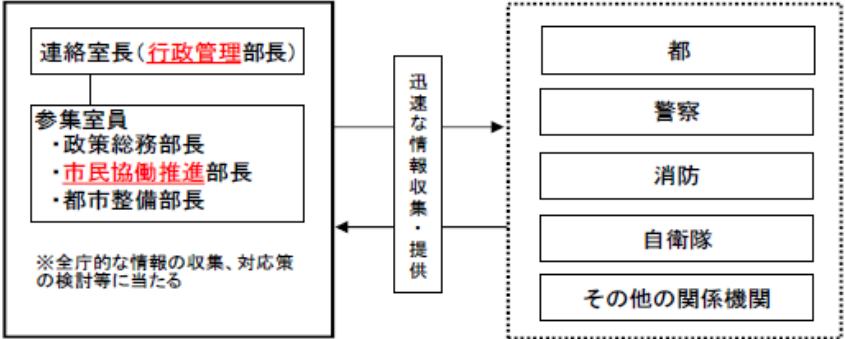
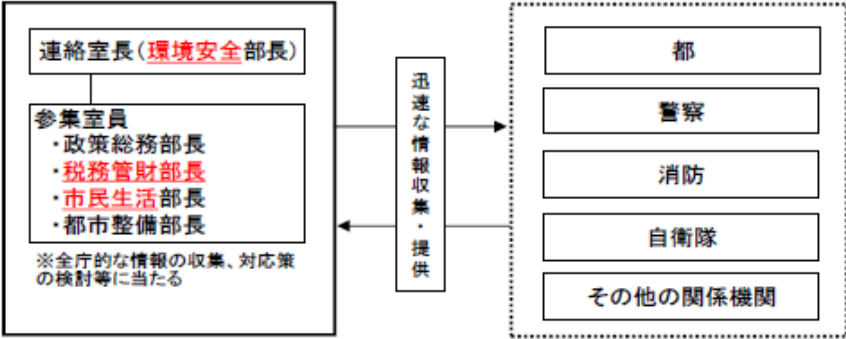
該当頁	新（修正案）	旧（現行）
	<p><u>ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークの的確な管理・運営を行う。</u></p>	
<p>P 2 2 第2編第1章</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報収集のための体制整備 市は、<u>安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下、「安否情報システム」という。）を適切に運用するとともに、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供を行うために、必要な研修・訓練を行っておく。</u></p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報収集のための体制整備 市は、<u>安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておく。</u></p>
<p>P 2 3 第2編第1章</p>	<p>【収集・報告すべき情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名 ② <u>フリガナ</u> ③ 出生の年月日 ④ 男女の別</p> <p>⑤ <u>住所（郵便番号を含む。）</u> ⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ <u>負傷（疾病）の該当</u> ⑨ <u>負傷又は疾病の状況</u></p> <p>⑩ <u>現在の居所</u> ⑪ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑫ <u>親族・同居者への回答の希望</u> ⑬ <u>知人への回答の希望</u></p> <p>⑭ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意</u></p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧ <u>死亡の日時、場所及び状況</u></p> <p>⑨ <u>遺体が安置されている場所</u></p> <p>⑩ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑪ <u>①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</u></p> </div>	<p>【収集・報告すべき情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ <u>国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</u></p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑦ <u>負傷や疾病の有無</u></p> <p>⑧ <u>負傷又は疾病の状況</u></p> <p>⑨ <u>現在の居所</u></p> <p>⑩ <u>連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></p> <p>⑪ <u>安否情報の提供に係る同意の有無等</u></p> <p>2 死亡した住民 （上記①～⑥、⑩に加えて）</p> <p>⑫ <u>死亡の日時、場所及び状況</u></p> <p>⑬ <u>死体の安置場所</u></p> <p>⑭ <u>安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</u></p> </div>

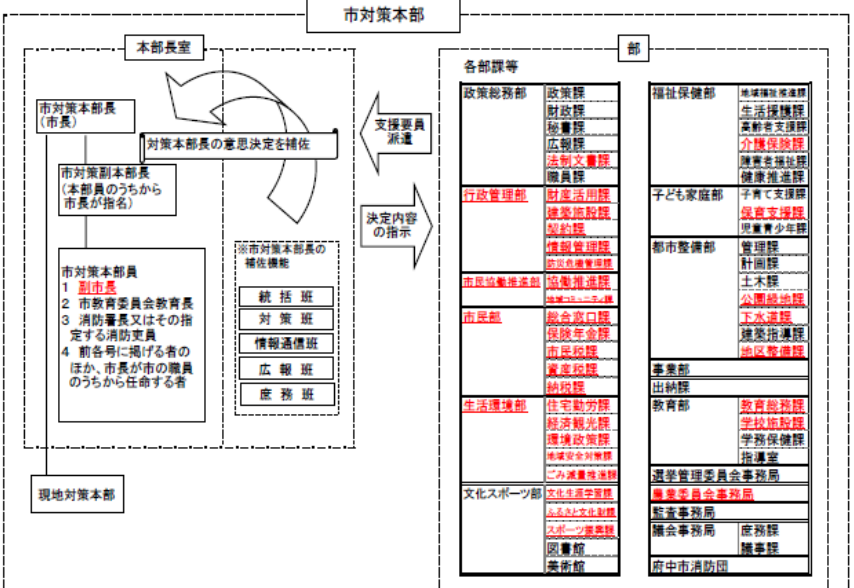
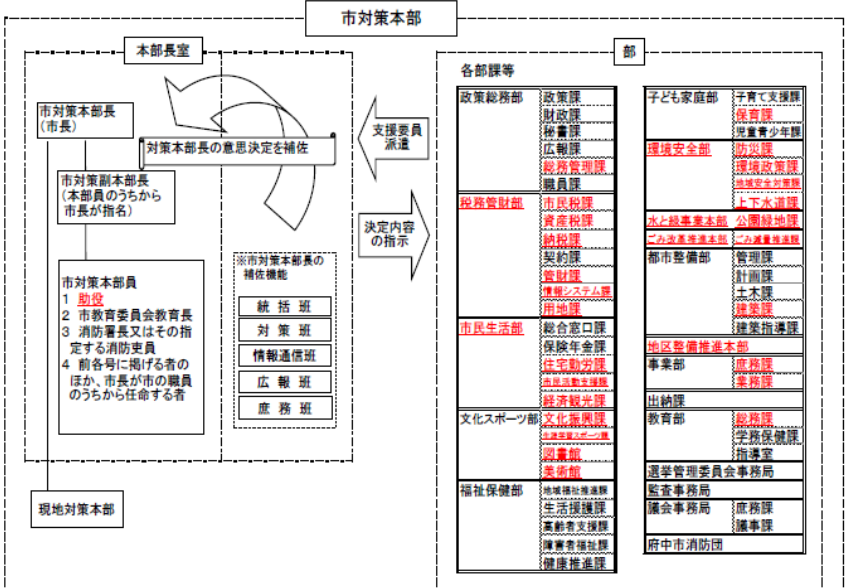
該当頁	新（修正案）	旧（現行）
P 2 4 第 2 編第 1 章	<p>(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>○ 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 …………… 市管理の避難施設 市施設（学校等） 区域内の医療機関、府中警察署、府中消防署、大規模事業所、諸学校等 ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等） 警視庁、東京消防庁等 <p>○ <u>住民等からの照会に対しては、都、市それぞれが共有する安否情報に基づき回答するものとする。</u></p>	<p>(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>○ 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 …………… 市管理の避難施設 市施設（学校等） 区域内の医療機関、府中警察署、府中消防署、大規模事業所、諸学校等 ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等） 警視庁、東京消防庁等
P 2 7 第 2 編第 1 章	<p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者<u>等の要配慮者</u>への的確な対応が図られるよう留意する。</p>	<p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者<u>その他特に配慮を要する者</u>への的確な対応が図られるよう留意する。</p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
P 2 8 第 2 編第 2 章	<p>【市において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 （※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ） ○ 区域内の道路網のリスト （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、市道等の道路のリスト） ○ 輸送力のリスト （※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ） （※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ） ○ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト） ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト （※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト） ○ 生活関連等施設等のリスト （※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの） ○ 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 （※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるモニターに表示できるようにしておくことが望ましい。） ○ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等） ○ 消防機関のリスト （※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧） ○ <u>警察機関のリスト</u> （※ <u>警視庁、方面本部、警察署の所在地等の一覧</u>） ○ <u>要配慮者の避難支援プラン</u> 	<p>【市において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 （※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ） ○ 区域内の道路網のリスト （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、市道等の道路のリスト） ○ 輸送力のリスト （※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ） （※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ） ○ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト） ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト （※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト） ○ 生活関連等施設等のリスト （※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの） ○ 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 （※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるモニターに表示できるようにしておくことが望ましい。） ○ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等） ○ 消防機関のリスト （※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧） ○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>
P 2 9 第 2 編第 2 章	<p>(3) 高齢者、障害者等<u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、<u>要配慮者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>要配慮者対策班</u>」を迅速に設置し、都の<u>要配慮者対策統括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p> <p>また、東京消防庁は、<u>要配慮者</u>が正しい情報や支援を得て、適切に避難等の行動が取れるよう支援する。</p>	<p>(3) 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者対策班</u>」を迅速に設置し、都の<u>災害時要援護者対策総括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p> <p>また、東京消防庁は、<u>災害時要援護者</u>が正しい情報や支援を得て、適切に避難等の行動が取れるよう支援する<u>ため「消防のふれあいネットワークづくり」を活用することとしている。</u></p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
P 2 9 第2編第2章	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、買い物客や観光客及び昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、買い物客や観光客及び昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>
P 3 1 第2編第2章	<p>《緊急物資等の配送の概要》</p> 	<p>《緊急物資等の配送の概要》</p> 

該当頁	新（修正案）	旧（現行）																																																																																																																																												
P 3 2 第 2 編第 2 章	<p data-bbox="338 172 842 204">【生活関連等施設の種類の並びに所管省庁等】</p> <table border="1" data-bbox="338 231 1200 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 231 472 304">国民保護法施行令</th> <th data-bbox="472 231 568 304">各号</th> <th data-bbox="568 231 913 304">施設・物質の種類</th> <th data-bbox="913 231 1200 304">所管省庁名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 304 472 719" rowspan="10">第 2 7 条</td> <td data-bbox="472 304 568 336">第 1 号</td> <td data-bbox="568 304 913 336">発電所、変電所</td> <td data-bbox="913 304 1200 336">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 336 568 368">第 2 号</td> <td data-bbox="568 336 913 368">ガス工作物</td> <td data-bbox="913 336 1200 368">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 368 568 442">第 3 号</td> <td data-bbox="568 368 913 442">取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td data-bbox="913 368 1200 442">厚生労働省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 442 568 474">第 4 号</td> <td data-bbox="568 442 913 474">鉄道施設、軌道施設</td> <td data-bbox="913 442 1200 474">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 474 568 505">第 5 号</td> <td data-bbox="568 474 913 505">電気通信事業用交換設備</td> <td data-bbox="913 474 1200 505">総務省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 505 568 537">第 6 号</td> <td data-bbox="568 505 913 537">放送用無線設備</td> <td data-bbox="913 505 1200 537">総務省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 537 568 569">第 7 号</td> <td data-bbox="568 537 913 569">水域施設、係留施設</td> <td data-bbox="913 537 1200 569">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 569 568 643">第 8 号</td> <td data-bbox="568 569 913 643">滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td data-bbox="913 569 1200 643">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 643 568 675">第 9 号</td> <td data-bbox="568 643 913 675">ダム</td> <td data-bbox="913 643 1200 675">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 675 568 707">第 10 号</td> <td colspan="2" data-bbox="568 675 913 707">危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所</td> <td data-bbox="913 675 1200 707"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 707 472 1153" rowspan="11">第 2 8 条</td> <td data-bbox="472 707 568 738">第 1 号</td> <td data-bbox="568 707 913 738">危険物</td> <td data-bbox="913 707 1200 738">総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 738 568 770">第 2 号</td> <td data-bbox="568 738 913 770">毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td data-bbox="913 738 1200 770">厚生労働省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 770 568 802">第 3 号</td> <td data-bbox="568 770 913 802">火薬類</td> <td data-bbox="913 770 1200 802">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 802 568 834">第 4 号</td> <td data-bbox="568 802 913 834">高圧ガス</td> <td data-bbox="913 802 1200 834">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 834 568 866">第 5 号</td> <td data-bbox="568 834 913 866">核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td data-bbox="913 834 1200 866">原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 866 568 898">第 6 号</td> <td data-bbox="568 866 913 898">核原料物質</td> <td data-bbox="913 866 1200 898">原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 898 568 971">第 7 号</td> <td data-bbox="568 898 913 971">放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td data-bbox="913 898 1200 971">原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 971 568 1003">第 8 号</td> <td data-bbox="568 971 913 1003">毒薬・劇薬（薬事法）</td> <td data-bbox="913 971 1200 1003">厚生労働省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1003 568 1035">第 9 号</td> <td data-bbox="568 1003 913 1035">電気工作物内の高圧ガス</td> <td data-bbox="913 1003 1200 1035">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1035 568 1067">第 10 号</td> <td data-bbox="568 1035 913 1067">生物剤、毒素</td> <td data-bbox="913 1035 1200 1067">各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1067 568 1153">第 11 号</td> <td data-bbox="568 1067 913 1153">毒性物質</td> <td data-bbox="913 1067 1200 1153">経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名等	第 2 7 条	第 1 号	発電所、変電所	経済産業省	第 2 号	ガス工作物	経済産業省	第 3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	第 4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	第 5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	第 6 号	放送用無線設備	総務省	第 7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	第 8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	第 9 号	ダム	国土交通省	第 10 号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所			第 2 8 条	第 1 号	危険物	総務省消防庁	第 2 号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	第 3 号	火薬類	経済産業省	第 4 号	高圧ガス	経済産業省	第 5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	第 6 号	核原料物質	原子力規制委員会	第 7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	第 8 号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省	第 9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	第 10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	第 11 号	毒性物質	経済産業省	<p data-bbox="1243 172 1724 204">【生活関連等施設の種類の並びに所管省庁】</p> <table border="1" data-bbox="1243 231 2105 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 231 1377 304">国民保護法施行令</th> <th data-bbox="1377 231 1473 304">各号</th> <th data-bbox="1473 231 1818 304">施設・物質の種類</th> <th data-bbox="1818 231 2105 304">所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 304 1377 719" rowspan="10">第 2 7 条</td> <td data-bbox="1377 304 1473 336">第 1 号</td> <td data-bbox="1473 304 1818 336">発電所、変電所</td> <td data-bbox="1818 304 2105 336">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 336 1473 368">第 2 号</td> <td data-bbox="1473 336 1818 368">ガス工作物</td> <td data-bbox="1818 336 2105 368">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 368 1473 442">第 3 号</td> <td data-bbox="1473 368 1818 442">取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td data-bbox="1818 368 2105 442">厚生労働省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 442 1473 474">第 4 号</td> <td data-bbox="1473 442 1818 474">鉄道施設、軌道施設</td> <td data-bbox="1818 442 2105 474">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 474 1473 505">第 5 号</td> <td data-bbox="1473 474 1818 505">電気通信事業用交換設備</td> <td data-bbox="1818 474 2105 505">総務省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 505 1473 537">第 6 号</td> <td data-bbox="1473 505 1818 537">放送用無線設備</td> <td data-bbox="1818 505 2105 537">総務省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 537 1473 569">第 7 号</td> <td data-bbox="1473 537 1818 569">水域施設、係留施設</td> <td data-bbox="1818 537 2105 569">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 569 1473 643">第 8 号</td> <td data-bbox="1473 569 1818 643">滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td data-bbox="1818 569 2105 643">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 643 1473 675">第 9 号</td> <td data-bbox="1473 643 1818 675">ダム</td> <td data-bbox="1818 643 2105 675">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 675 1473 707">第 10 号</td> <td colspan="2" data-bbox="1473 675 1818 707">危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所</td> <td data-bbox="1818 675 2105 707"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 707 1377 1153" rowspan="11">第 2 8 条</td> <td data-bbox="1377 707 1473 738">第 1 号</td> <td data-bbox="1473 707 1818 738">危険物</td> <td data-bbox="1818 707 2105 738">総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 738 1473 770">第 2 号</td> <td data-bbox="1473 738 1818 770">毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td data-bbox="1818 738 2105 770">厚生労働省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 770 1473 802">第 3 号</td> <td data-bbox="1473 770 1818 802">火薬類</td> <td data-bbox="1818 770 2105 802">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 802 1473 834">第 4 号</td> <td data-bbox="1473 802 1818 834">高圧ガス</td> <td data-bbox="1818 802 2105 834">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 834 1473 866">第 5 号</td> <td data-bbox="1473 834 1818 866">核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td data-bbox="1818 834 2105 866">文部科学省、経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 866 1473 898">第 6 号</td> <td data-bbox="1473 866 1818 898">核原料物質</td> <td data-bbox="1818 866 2105 898">文部科学省、経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 898 1473 971">第 7 号</td> <td data-bbox="1473 898 1818 971">放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td data-bbox="1818 898 2105 971">文部科学省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 971 1473 1003">第 8 号</td> <td data-bbox="1473 971 1818 1003">毒薬・劇薬（薬事法）</td> <td data-bbox="1818 971 2105 1003">厚生労働省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1003 1473 1035">第 9 号</td> <td data-bbox="1473 1003 1818 1035">電気工作物内の高圧ガス</td> <td data-bbox="1818 1003 2105 1035">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1035 1473 1067">第 10 号</td> <td data-bbox="1473 1035 1818 1067">生物剤、毒素</td> <td data-bbox="1818 1035 2105 1067">各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1067 1473 1153">第 11 号</td> <td data-bbox="1473 1067 1818 1153">毒性物質</td> <td data-bbox="1818 1067 2105 1153">経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第 2 7 条	第 1 号	発電所、変電所	経済産業省	第 2 号	ガス工作物	経済産業省	第 3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	第 4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	第 5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	第 6 号	放送用無線設備	総務省	第 7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	第 8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	第 9 号	ダム	国土交通省	第 10 号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所			第 2 8 条	第 1 号	危険物	総務省消防庁	第 2 号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	第 3 号	火薬類	経済産業省	第 4 号	高圧ガス	経済産業省	第 5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省	第 6 号	核原料物質	文部科学省、経済産業省	第 7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	第 8 号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省	第 9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	第 10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	第 11 号	毒性物質	経済産業省
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名等																																																																																																																																											
第 2 7 条	第 1 号	発電所、変電所	経済産業省																																																																																																																																											
	第 2 号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																											
	第 3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																																																																																											
	第 4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																											
	第 5 号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																											
	第 6 号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																											
	第 7 号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																											
	第 8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																											
	第 9 号	ダム	国土交通省																																																																																																																																											
	第 10 号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所																																																																																																																																												
第 2 8 条	第 1 号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																											
	第 2 号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																											
	第 3 号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																											
	第 4 号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																											
	第 5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																											
	第 6 号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																																																																											
	第 7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																											
	第 8 号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省																																																																																																																																											
	第 9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																											
	第 10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																											
	第 11 号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																											
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																																																																																																																																											
第 2 7 条	第 1 号	発電所、変電所	経済産業省																																																																																																																																											
	第 2 号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																											
	第 3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																																																																																											
	第 4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																											
	第 5 号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																											
	第 6 号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																											
	第 7 号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																											
	第 8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																											
	第 9 号	ダム	国土交通省																																																																																																																																											
	第 10 号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所																																																																																																																																												
第 2 8 条	第 1 号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																											
	第 2 号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																											
	第 3 号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																											
	第 4 号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																											
	第 5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省																																																																																																																																											
	第 6 号	核原料物質	文部科学省、経済産業省																																																																																																																																											
	第 7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省																																																																																																																																											
	第 8 号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省																																																																																																																																											
	第 9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																											
	第 10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																											
	第 11 号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																											
P 3 6 第 2 編第 4 章	<p data-bbox="338 1185 723 1217">1 国民保護措置に関する啓発</p> <p data-bbox="338 1233 528 1265">(1) 啓発の方法</p> <p data-bbox="338 1281 1211 1458">市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。</p>	<p data-bbox="1243 1185 1628 1217">1 国民保護措置に関する啓発</p> <p data-bbox="1243 1233 1433 1265">(1) 啓発の方法</p> <p data-bbox="1243 1281 2116 1458">市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。</p>																																																																																																																																												

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
	<p>また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</p> <p>その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p> <p>なお、<u>東京消防庁（府中消防署）</u>は、消防団、<u>東京消防庁災害時支援ボランティア</u>、自主防災組織等と連携し、地域住民へ応急救護、避難等の普及・啓発を行う。</p>	<p>また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</p> <p>その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p> <p>なお、<u>府中消防署</u>は、消防団、自主防災組織等と連携し、地域住民へ応急救護、避難等の普及・啓発を行う。</p>
<p>P 3 8 第3編第1章</p>	<p>【市緊急事態連絡室の構成等】</p> 	<p>【市緊急事態連絡室の構成等】</p> 
<p>P 3 9 第3編第1章</p>	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、<u>防災危機管理</u>課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。</p>	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、<u>防災</u>課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。</p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
<p>P 4 1</p> <p>第3編第2章</p>	<p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>市対策本部の設置は、次の手順により行う。</p> <p>④ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>中央防災センター</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p>	<p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>市対策本部の設置は、次の手順により行う。</p> <p>④ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>市庁舎1階市民談話室</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p>
<p>P 4 2</p> <p>第3編第2章</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。</p>  <p>※ 市対策本部の補佐機能においては、状況により、本部長が班編成する。</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。</p>  <p>※ 市対策本部の補佐機能においては、状況により、本部長が班編成する。</p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）														
P 4 3 第 3 編第 2 章	<p>【市の各部における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 240 477 276">部名</th> <th data-bbox="477 240 1196 276">武力攻撃事態における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 276 477 651">政策総務部</td> <td data-bbox="477 276 1196 651"> 1 特命事項の調査に関する事項 2 国民保護関係予算事務に関する事項 3 秘書に関する事項 4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 国民保護に関する広報及び公聴活動に関する事項 6 庁内連絡及び報道機関との連絡に関する事項 7 安否情報の収集・提供及び個人情報保護に関する事項 8 災害情報の収集及び整理に関する事項 9 防災危機管理課との連絡及び各部に対する情報発表に関する事項 10 国民保護派遣職員に関する事項 11 部内他の課への応援に関する事項 12 本部職員の給与、給食及び服務に関する事項 13 職員の安否確認及び災害補償に関する事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 651 477 1137">行政管理部</td> <td data-bbox="477 651 1196 1137"> 1 庁舎等の防災及び応急修理に関する事項 2 国民保護に必要な車両等の調達及び配車に関する事項 3 輸送機関への協力要請に関する事項 4 部内他の課への応援に関する事項 5 市の建築物の災害補修に関する事項 6 野外収容施設、応急仮設住宅等の建設に関する事項 7 国民保護対策に必要な物品資材の契約に関する事項 8 庁内の情報システムの復旧及び整備に関する事項 9 本部長室の庶務に関する事項 10 本部長室の通信事務の統制に関する事項 11 本部職員の動員に関する事項 12 本部の指令、要請及び通報の発議に関する事項 13 消防団に関する事項 14 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事項 15 警報の内容の伝達・通知に関する事項 16 避難の指示の伝達に関する事項 17 特殊標章等の交付、許可に関する事項 18 国民保護対策の総合調整に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	武力攻撃事態における業務	政策総務部	1 特命事項の調査に関する事項 2 国民保護関係予算事務に関する事項 3 秘書に関する事項 4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 国民保護に関する広報及び公聴活動に関する事項 6 庁内連絡及び報道機関との連絡に関する事項 7 安否情報の収集・提供及び個人情報保護に関する事項 8 災害情報の収集及び整理に関する事項 9 防災危機管理課との連絡及び各部に対する情報発表に関する事項 10 国民保護派遣職員に関する事項 11 部内他の課への応援に関する事項 12 本部職員の給与、給食及び服務に関する事項 13 職員の安否確認及び災害補償に関する事項	行政管理部	1 庁舎等の防災及び応急修理に関する事項 2 国民保護に必要な車両等の調達及び配車に関する事項 3 輸送機関への協力要請に関する事項 4 部内他の課への応援に関する事項 5 市の建築物の災害補修に関する事項 6 野外収容施設、応急仮設住宅等の建設に関する事項 7 国民保護対策に必要な物品資材の契約に関する事項 8 庁内の情報システムの復旧及び整備に関する事項 9 本部長室の庶務に関する事項 10 本部長室の通信事務の統制に関する事項 11 本部職員の動員に関する事項 12 本部の指令、要請及び通報の発議に関する事項 13 消防団に関する事項 14 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事項 15 警報の内容の伝達・通知に関する事項 16 避難の指示の伝達に関する事項 17 特殊標章等の交付、許可に関する事項 18 国民保護対策の総合調整に関する事項	<p>【市の各部における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 240 1382 276">部名</th> <th data-bbox="1382 240 2105 276">武力攻撃事態における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 276 1382 711">政策総務部</td> <td data-bbox="1382 276 2105 711"> 1 秘書に関する事項 2 特命事項の調査に関する事項 3 国民保護関係予算事務に関する事項 4 国民保護に関する広報及び公聴活動に関する事項 5 庁内連絡及び報道機関との連絡に関する事項 6 災害情報の収集に関する事項 7 安否情報の収集・提供、個人情報保護に関する事項 8 防災課との連絡及び各部に対する情報発表に関する事項 9 本部長室の通信事務の統制に関する事項 10 本部職員の給与、給食及び服務に関する事項 11 国民保護派遣職員に関する事項 12 職員の安否確認及び災害補償に関する事項 13 災害情報の整理に関する事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 711 1382 1015">税務管財部</td> <td data-bbox="1382 711 2105 1015"> 1 被災者調査（固定資産を除く。）に関する事項 2 被災証明（固定資産を除く。）に関する事項 3 固定資産の被害調査及び被災証明に関する事項 4 市税の減免及び徴収猶予等に関する事項 5 国民保護に必要な車両等の調達及び配車に関する事項 6 輸送機関への協力要請に関する事項 7 庁舎等の防災及び応急修理に関する事項 8 国民保護に必要な物品資材調達の契約に関する事項 9 庁内の情報システムの復旧・整備に関する事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 1015 1382 1158">市民生活部</td> <td data-bbox="1382 1015 2105 1158"> 1 食料及び日用品の調達に関する事項 2 避難者の誘導及び輸送に関する事項 3 避難所の設営及び開設・運営に関する事項 4 野外収容施設及び応急仮設住宅等の管理等に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	武力攻撃事態における業務	政策総務部	1 秘書に関する事項 2 特命事項の調査に関する事項 3 国民保護関係予算事務に関する事項 4 国民保護に関する広報及び公聴活動に関する事項 5 庁内連絡及び報道機関との連絡に関する事項 6 災害情報の収集に関する事項 7 安否情報の収集・提供、個人情報保護に関する事項 8 防災課との連絡及び各部に対する情報発表に関する事項 9 本部長室の通信事務の統制に関する事項 10 本部職員の給与、給食及び服務に関する事項 11 国民保護派遣職員に関する事項 12 職員の安否確認及び災害補償に関する事項 13 災害情報の整理に関する事項	税務管財部	1 被災者調査（固定資産を除く。）に関する事項 2 被災証明（固定資産を除く。）に関する事項 3 固定資産の被害調査及び被災証明に関する事項 4 市税の減免及び徴収猶予等に関する事項 5 国民保護に必要な車両等の調達及び配車に関する事項 6 輸送機関への協力要請に関する事項 7 庁舎等の防災及び応急修理に関する事項 8 国民保護に必要な物品資材調達の契約に関する事項 9 庁内の情報システムの復旧・整備に関する事項	市民生活部	1 食料及び日用品の調達に関する事項 2 避難者の誘導及び輸送に関する事項 3 避難所の設営及び開設・運営に関する事項 4 野外収容施設及び応急仮設住宅等の管理等に関する事項
部名	武力攻撃事態における業務															
政策総務部	1 特命事項の調査に関する事項 2 国民保護関係予算事務に関する事項 3 秘書に関する事項 4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 国民保護に関する広報及び公聴活動に関する事項 6 庁内連絡及び報道機関との連絡に関する事項 7 安否情報の収集・提供及び個人情報保護に関する事項 8 災害情報の収集及び整理に関する事項 9 防災危機管理課との連絡及び各部に対する情報発表に関する事項 10 国民保護派遣職員に関する事項 11 部内他の課への応援に関する事項 12 本部職員の給与、給食及び服務に関する事項 13 職員の安否確認及び災害補償に関する事項															
行政管理部	1 庁舎等の防災及び応急修理に関する事項 2 国民保護に必要な車両等の調達及び配車に関する事項 3 輸送機関への協力要請に関する事項 4 部内他の課への応援に関する事項 5 市の建築物の災害補修に関する事項 6 野外収容施設、応急仮設住宅等の建設に関する事項 7 国民保護対策に必要な物品資材の契約に関する事項 8 庁内の情報システムの復旧及び整備に関する事項 9 本部長室の庶務に関する事項 10 本部長室の通信事務の統制に関する事項 11 本部職員の動員に関する事項 12 本部の指令、要請及び通報の発議に関する事項 13 消防団に関する事項 14 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事項 15 警報の内容の伝達・通知に関する事項 16 避難の指示の伝達に関する事項 17 特殊標章等の交付、許可に関する事項 18 国民保護対策の総合調整に関する事項															
部名	武力攻撃事態における業務															
政策総務部	1 秘書に関する事項 2 特命事項の調査に関する事項 3 国民保護関係予算事務に関する事項 4 国民保護に関する広報及び公聴活動に関する事項 5 庁内連絡及び報道機関との連絡に関する事項 6 災害情報の収集に関する事項 7 安否情報の収集・提供、個人情報保護に関する事項 8 防災課との連絡及び各部に対する情報発表に関する事項 9 本部長室の通信事務の統制に関する事項 10 本部職員の給与、給食及び服務に関する事項 11 国民保護派遣職員に関する事項 12 職員の安否確認及び災害補償に関する事項 13 災害情報の整理に関する事項															
税務管財部	1 被災者調査（固定資産を除く。）に関する事項 2 被災証明（固定資産を除く。）に関する事項 3 固定資産の被害調査及び被災証明に関する事項 4 市税の減免及び徴収猶予等に関する事項 5 国民保護に必要な車両等の調達及び配車に関する事項 6 輸送機関への協力要請に関する事項 7 庁舎等の防災及び応急修理に関する事項 8 国民保護に必要な物品資材調達の契約に関する事項 9 庁内の情報システムの復旧・整備に関する事項															
市民生活部	1 食料及び日用品の調達に関する事項 2 避難者の誘導及び輸送に関する事項 3 避難所の設営及び開設・運営に関する事項 4 野外収容施設及び応急仮設住宅等の管理等に関する事項															

P 4 4
第 3 編第 2 章

市民協働推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の誘導及び輸送に関する事項 2 野外収容施設の管理等に関する事項 3 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 4 避難所の設営及び運営に関する事項
市民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺族及び事故関係者の受付に関する事項 2 死体埋火葬許可に関する事項 3 部内他の課への応援に関する事項 4 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事項 5 住宅の建設及び補修費用の貸付けに関する事項 6 被害者調査（固定資産を除く。）に関する事項 7 り災証明（固定資産を除く。）に関する事項 8 固定資産の被害調査及びり災証明に関する事項 9 市税の免除に関する事項 10 市税の徴収猶予等に関する事項 11 部内他の課への応援に関する事項
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 2 遺体の収容等に関する事項 3 応急仮設住宅の管理等に関する事項 4 商工業者の被害状況の調査等に関する事項 5 農作物の被害状況の調査等に関する事項 6 農地等の保全に関する事項 7 営農指導及び家畜防疫に関する事項 8 商工業者等からの食料及び日用品の調達に関する事項 9 便所、下水等の不潔箇所の消毒に関する事項 10 害虫等の駆除に関する事項 11 防疫活動班の編成に関する事項 12 警察関係機関との連絡調整に関する事項 13 防犯、交通安全及び避難道路の確保等に関する事項 14 部内他の課への応援に関する事項 15 ごみ及びがれきの処理に関する事項 16 し尿の処理に関する事項 17 応急的清掃事業の指導及び監督に関する事項 18 給水状況の調査及び結果の報告に関する事項 19 断水地区の情報収集及び告知に関する事項 20 応急給水に必要な飲料水の確保に関する事項
文化スポーツ部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 2 二次避難所の設営及び運営に関する事項 3 部内他の情報収集に関する事項 4 文化財の保全に関する事項 5 体育施設等の避難所の開設及び運営に関する事項 6 遺体の収容等の協力に関する事項 7 救援物資の保管に関する事項 8 部内他の課への応援に関する事項

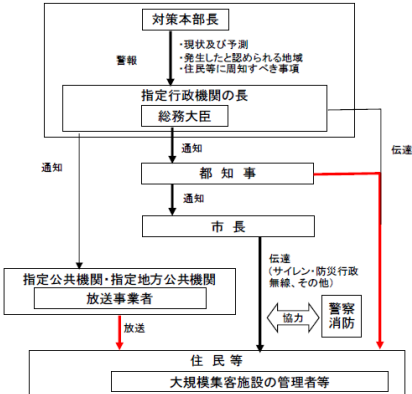
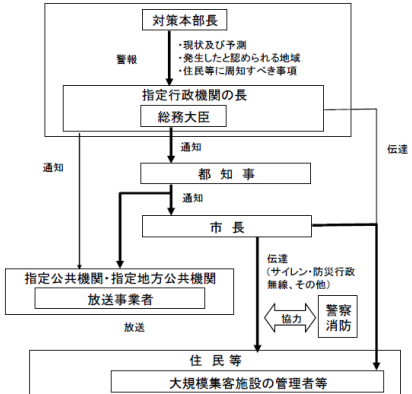
	<ol style="list-style-type: none"> 5 農作物の被害調査等に関する事項 6 農地等の保全に関する事項 7 営農指導及び家畜防疫に関する事項 8 商工業者の被害状況調査等に関する事項 9 所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項 10 死体埋火葬許可に関する事項 11 遺体収容等に関する事項 12 死傷者の遺族及び事故関係者の受付に関する事項 13 市営住宅等の保全に関する事項 14 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸与に関する事項 15 住宅の建設及び補修資金の貸与に関する事項
文化スポーツ部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項 2 救護物資の保管に関する事項 3 体育施設等の避難所開設・運営に関する事項 4 遺体の収容等の協力に関する事項 5 文化財の保護に関する事項 6 部内の情報収集に関する事項
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の管理及び配分に関する事項 2 救援物資の輸送に関する事項 3 義援金品の受領及び配分に関する事項 4 避難収容者に対する救援活動に関する事項 5 災害時要援護者（高齢者、身体障害者等）の安全確保に関する事項 6 医師会、歯科医師会等への協力要請に関する事項 7 救護所の整備及び開設に関する事項 8 災害救護用薬品及び衛生材料の調達に関する事項 9 感染症の予防に関する事項 10 所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項 11 医療関係機関との連絡調整に関する事項
子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項 2 災害時要援護者（母子等）の安全確保に関する事項
環境安全部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務に関する事項 2 本部職員の動員に関する事項 3 本部の指令、要請、通報の発議に関する事項 4 消防団に関する事項 5 自衛隊及び関係機関との連絡調整に関する事項 6 通信の確保に関する事項 7 警報の内容の伝達・通知に関する事項 8 避難の指示の伝達に関する事項

P 4 5
第 3 編 第 2 章

福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 2 義援金の受領及び配分に関する事項 3 ボランティアの総合調整に関する事項 4 避難施設収容者に対する援護活動に関する事項 5 救援物資の管理に関する事項 6 救援物資の輸送及び配分に関する事項 7 福祉避難所に関する事項 8 要配慮者（高齢者等）の安全確保に関する事項 9 部内他の課への応援に関する事項 10 介護サービス提供事業者の情報収集に関する事項 11 要配慮者（身体障害者等）の安全確保に関する事項 12 医療関係機関との連絡調整に関する事項 13 医師会、歯科医師会等への協力要請に関する事項 14 救護所の整理及び開設に関する事項 15 災害救護用医薬品及び衛生材料の調達に関する事項 16 感染症の予防、感染症患者の対応及び感染場所の消毒に関する事項
子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 2 要配慮者（母子等）の安全確保に関する事項 3 部内他の課への応援に関する事項
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 2 建設業者等への協力要請に関する事項 3 障害物の除去に関する事項 4 復旧に必要な資材・器材の調達に関する事項 5 道路、橋りょう等の点検・整備及び応急復旧に関する事項 6 用水施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 7 応急仮設住宅設営他の整備等に関する事項 8 給水状況の調査及び結果の報告に関する事項 9 断水地区の情報収集及び告知に関する事項 10 応急給水に必要な飲料水の確保に関する事項 11 災害状況の調査、報告及び連絡に関する事項 12 復旧に必要な資材・器材の調達に関する事項 13 管工事業者への協力要請に関する事項 14 応急給水の実施に必要な調整に関する事項 15 応急危険度判断に関する事項 16 エレベーターの閉じ込め対策に関する事項 17 部内他の課への応援に関する事項
事業部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 2 他区市町村への応援に関する事項 3 他部への応援に関する事項
出納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策に必要な収支命令の審査及び現金の支払執行に関する事項 2 国民保護対策に必要な物品の出納保管及び需給調整に関する事項 3 他部への応援に関する事項
教育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立学校との連絡調整に関する事項 2 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事項 3 教材、学用品等の調達及び配給に関する事項

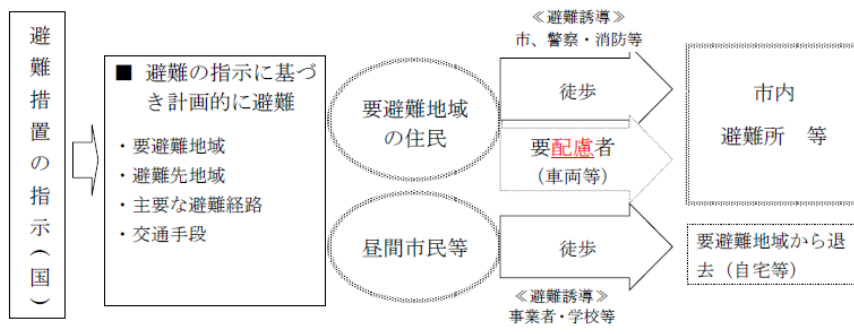
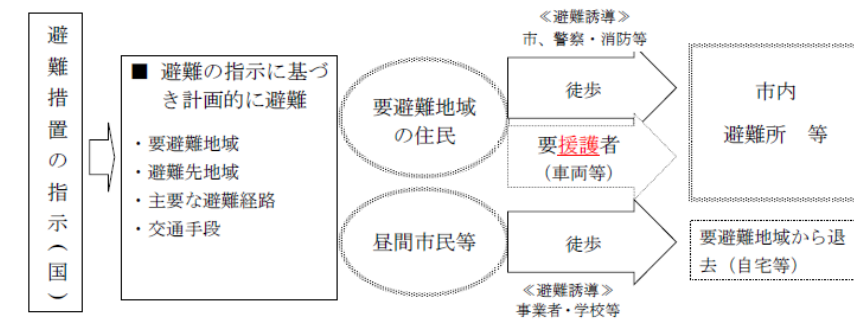
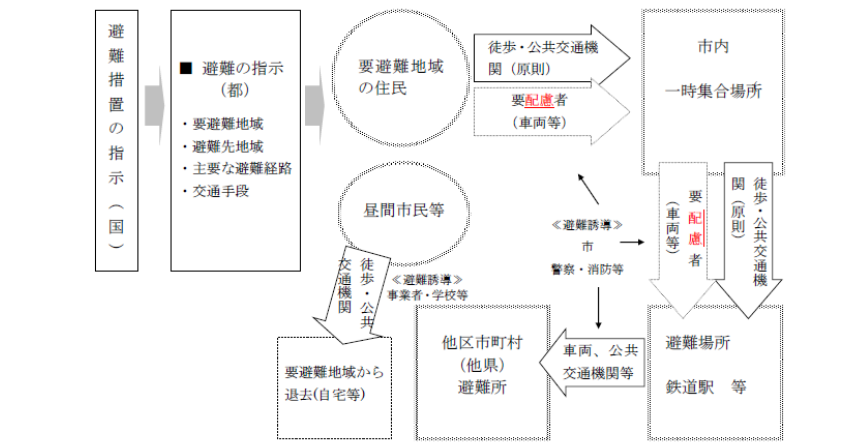
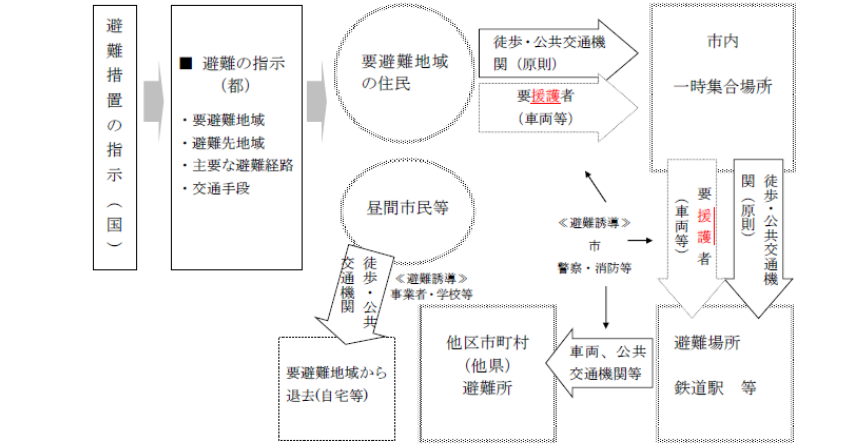
	<ol style="list-style-type: none"> 9 特殊標章等の交付、許可に関する事項 10 便所、下水等の不潔箇所の消毒に関する事項 11 害虫等の駆除に関する事項 12 防疫班の編成に関する事項 13 感染症患者及び感染場所の消毒に関する事項 14 給水状況の調査及び結果の報告に関する事項 15 断水地区の情報収集及び告知に関する事項 16 水道及び浄水施設の点検整備及び応急復旧に関する事項 17 管工事業者への協力要請に関する事項 18 応急給水に必要な飲料水確保に関する事項 19 応急給水の実施に関する事項 20 応急的清掃事業の指導及び監督に関する事項 21 下水道の点検整備及び応急復旧に関する事項 22 所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項
ごみ改革推進本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 じん芥の処理に関する事項 2 し尿の処理に関する事項 3 がれきの処理に関する事項
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の保全管理に関する事項 2 建設業者等への協力要請に関する事項 3 障害物の除去に関する事項 4 道路、橋梁等の点検整備及び応急復旧に関する事項 5 文教施設及び公共施設の災害補修に関する事項 6 野外収容施設及び応急仮設住宅等の建設に関する事項 7 用水施設の点検整備及び応急復旧に関する事項 8 応急危険度判定に関する事項 9 災害状況の調査、報告及び連絡に関する事項 10 復旧に必要な資器材の調達に関する事項
出納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に必要な収支命令の審査及び現金の支払執行に関する事項 2 国民保護に必要な物品の出納保管及び需給調整に関する事項
教育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立学校との連絡調整に関する事項 2 文教施設の災害記録の収集に関する事項 3 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事項 4 所管施設の点検整備及び応急復旧に関する事項 5 教材、学用品等の調達及び配給に関する事項 6 学校給食に関する事項 7 被災学校の保健衛生に関する事項 8 避難者に対する食料の供給に関する事項 9 学校施設等の避難所開設・運営の協力に関する事項

該当頁	新（修正案）	旧（現行）																		
P 4 6 第 3 編第 2 章	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> 4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 文教施設の災害記録の収集に関する事項 6 学校施設等の避難所の設営及び運営の協力に関する事項 7 学校の給食に関する事項 8 被災学校の保健衛生に関する事項 9 避難者に対する食料の供給に関する事項 10 部内他の課への応援に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局</td> <td>1 他部への応援に関する事項</td> </tr> <tr> <td>監査事務局</td> <td>1 他部への応援に関する事項</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>1 他部への応援に関する事項</td> </tr> <tr> <td>府中市消防団</td> <td> 1 火災その他災害の予防、警戒及び被害の軽減に関する事項 2 人命の救出及び救急に関する事項 3 避難住民の誘導に関する事項 4 死者及び行方不明者の捜索に関する事項 5 応急給水の実施に関する事項 </td> </tr> </table>		4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 文教施設の災害記録の収集に関する事項 6 学校施設等の避難所の設営及び運営の協力に関する事項 7 学校の給食に関する事項 8 被災学校の保健衛生に関する事項 9 避難者に対する食料の供給に関する事項 10 部内他の課への応援に関する事項	選挙管理委員会事務局	1 他部への応援に関する事項	監査事務局	1 他部への応援に関する事項	議会事務局	1 他部への応援に関する事項	府中市消防団	1 火災その他災害の予防、警戒及び被害の軽減に関する事項 2 人命の救出及び救急に関する事項 3 避難住民の誘導に関する事項 4 死者及び行方不明者の捜索に関する事項 5 応急給水の実施に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>水と緑事業本部</td> <td> 1 応急仮設住宅等設営地の整備等に関する事項 2 環境安全部に対する応援に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>地区整備推進本部、議会事務局</td> <td>1 他部に対する応援に関する事項</td> </tr> <tr> <td>事業部、監査事務局、選挙管理委員会事務局</td> <td> 1 他区市町村への応援に関する事項 2 他部への応援に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>府中市消防団</td> <td> 1 火災その他災害の予防、警戒及び被害の軽減に関する事項 2 人命の救出及び救急に関する事項 3 避難住民の誘導に関する事項 4 死者及び行方不明者の捜索に関する事項 5 応急給水の実施に関する事項 </td> </tr> </table>	水と緑事業本部	1 応急仮設住宅等設営地の整備等に関する事項 2 環境安全部に対する応援に関する事項	地区整備推進本部、議会事務局	1 他部に対する応援に関する事項	事業部、監査事務局、選挙管理委員会事務局	1 他区市町村への応援に関する事項 2 他部への応援に関する事項	府中市消防団	1 火災その他災害の予防、警戒及び被害の軽減に関する事項 2 人命の救出及び救急に関する事項 3 避難住民の誘導に関する事項 4 死者及び行方不明者の捜索に関する事項 5 応急給水の実施に関する事項
	4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 文教施設の災害記録の収集に関する事項 6 学校施設等の避難所の設営及び運営の協力に関する事項 7 学校の給食に関する事項 8 被災学校の保健衛生に関する事項 9 避難者に対する食料の供給に関する事項 10 部内他の課への応援に関する事項																			
選挙管理委員会事務局	1 他部への応援に関する事項																			
監査事務局	1 他部への応援に関する事項																			
議会事務局	1 他部への応援に関する事項																			
府中市消防団	1 火災その他災害の予防、警戒及び被害の軽減に関する事項 2 人命の救出及び救急に関する事項 3 避難住民の誘導に関する事項 4 死者及び行方不明者の捜索に関する事項 5 応急給水の実施に関する事項																			
水と緑事業本部	1 応急仮設住宅等設営地の整備等に関する事項 2 環境安全部に対する応援に関する事項																			
地区整備推進本部、議会事務局	1 他部に対する応援に関する事項																			
事業部、監査事務局、選挙管理委員会事務局	1 他区市町村への応援に関する事項 2 他部への応援に関する事項																			
府中市消防団	1 火災その他災害の予防、警戒及び被害の軽減に関する事項 2 人命の救出及び救急に関する事項 3 避難住民の誘導に関する事項 4 死者及び行方不明者の捜索に関する事項 5 応急給水の実施に関する事項																			
P 5 0 第 3 編第 3 章	<p>1 国・都の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・都の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(※)を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。</u></p>	<p>1 国・都の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・都の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p><u>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</u></p>																		
P 5 0 (フッター) 第 3 編第 3 章	<p><u>(※) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じて、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。</u></p>	<p>(追加)</p>																		

該当頁	新（修正案）	旧（現行）																																				
P 5 1 第3編第3章	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。</p> <p>また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、<u>海上自衛隊にあつては横須賀地方総監</u>、航空自衛隊にあつては<u>作戦システム運用隊司令</u>を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。</p> <p>また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、航空自衛隊にあつては<u>防空指揮群司令</u>を介し、防衛大臣に連絡する。</p>																																				
P 5 4 第3編第4章	<p>【国民保護法における国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】（再掲）</p> <table border="1" data-bbox="338 667 1196 962"> <thead> <tr> <th>手続項目</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)</td> <td>行政管理部</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)</td> <td>政策総務部</td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、第175条)</td> <td>政策総務部</td> </tr> </tbody> </table>	手続項目	担当部	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	行政管理部	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	行政管理部	土地等の使用に関すること。(法第82条)	行政管理部	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	行政管理部	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	行政管理部	不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)	政策総務部	訴訟に関すること。(法第6条、第175条)	政策総務部	<p>【国民保護法における国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】（再掲）</p> <table border="1" data-bbox="1243 667 2101 962"> <thead> <tr> <th>手続項目</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)</td> <td>税務管財部</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)</td> <td>政策総務部</td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、第175条)</td> <td>政策総務部</td> </tr> </tbody> </table>	手続項目	担当部	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	税務管財部	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	税務管財部	土地等の使用に関すること。(法第82条)	税務管財部	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	税務管財部	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	税務管財部	不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)	政策総務部	訴訟に関すること。(法第6条、第175条)	政策総務部
手続項目	担当部																																					
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	行政管理部																																				
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	行政管理部																																				
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	行政管理部																																				
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	行政管理部																																				
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	行政管理部																																				
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)	政策総務部																																					
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)	政策総務部																																					
手続項目	担当部																																					
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	税務管財部																																				
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	税務管財部																																				
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	税務管財部																																				
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	税務管財部																																				
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	税務管財部																																				
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)	政策総務部																																					
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)	政策総務部																																					
P 6 0 第3編第6章	<p>【都国民保護計画の仕組み図】</p> 	<p>【都国民保護計画の仕組み図】</p> 																																				

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
P 6 0 第3編第6章	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>① 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、J-ALERT（全国瞬時警報システム）により同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>① 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p>
P 6 1 第3編第6章	<p>③ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対する伝達に配慮し、具体的には、要配慮者について、防災・福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>③ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>
P 6 4 第3編第6章	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、都、府中警察署、府中消防署等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。その場合、高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者の避難方法について配慮する。</p>	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、都、府中警察署、府中消防署等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。その場合、高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦等の避難方法について配慮する。</p>
P 6 4 第3編第6章	<p>(3) 避難実施要領に記載する項目</p> <p>⑧ 高齢者、障害者等の要配慮者への対応</p>	<p>(3) 避難実施要領に記載する項目</p> <p>⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応</p>
P 6 5 第3編第6章	<p>(4) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者対策班の設置）</p>	<p>(4) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥ 災害時要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者対策班の設置）</p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
P 6 7 第3編第6章	<p>(6) 高齢者、障害者等<u>の要配慮者</u>への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等<u>の要配慮者</u>の避難を万全に行うため、<u>要配慮者</u>対策班を設置し、都<u>要配慮者対策統括部</u>と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>要配慮者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p> <p>なお、<u>要配慮者</u>の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>	<p>(6) 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>対策班を設置し、都<u>災害時要援護者対策総括部</u>と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p> <p>なお、<u>災害時要援護者</u>の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>
P 6 9 第3編第6章	<p>《該当する事態類型と避難上の留意点》</p> <p>ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>(ア) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、<u>国</u>の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本</p>	<p>《該当する事態類型と避難上の留意点》</p> <p>ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>(ア) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本</p>
P 7 0 第3編第6章	<p>(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)</p> <p>a <u>国</u>の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</p> <p style="text-align: center;"> <u>国</u>の対策本部長 警報の発令、避難措置の指示 ↓ 都 知 事 避難の指示 ↓ 市 長 避難実施要領の策定 </p> <p>b 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、<u>国</u>の対策本部長がその都度警報を発令</p>	<p>(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)</p> <p>a 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</p> <p style="text-align: center;"> 対策本部長 警報の発令、避難措置の指示 ↓ 都 知 事 避難の指示 ↓ 市 長 避難実施要領の策定 </p> <p>b 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p>
P 7 0 第3編第6章	<p>エ 緊急対処事態（大規模テロ等） <u>大規模なテロ等（緊急対処事態）</u>への対処で記述</p>	<p>エ 緊急対処事態（大規模テロ等） <u>緊急対処事態（大規模テロ等）</u>への対処で記述</p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
P 7 1 第3編第6章	≪該当する事態類型と避難上の留意点≫ 緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む。）） <u>大規模なテロ等（緊急対処事態）</u> への対処で記述	≪該当する事態類型と避難上の留意点≫ 緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む。）） <u>緊急対処事態（大規模テロ等）</u> への対処で記述
P 7 2 第3編第6章	(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合 要避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。 	(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合 要避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。 
P 7 2 第3編第6章	(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合 要避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合同所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。 	(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合 要避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合同所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。 

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
P 7 4 第3編第7章	<p>3 救援の程度及び方法の基準</p> <p>市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（<u>内閣府</u>告示。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>内閣総理</u>大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>3 救援の程度及び方法の基準</p> <p>市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（<u>厚生労働省</u>告示。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>厚生労働</u>大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>
P 7 5 第3編第7章	<p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>市は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。</p> <p><u>その際には、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。</u></p> <p>（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）</p>	<p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>市は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。</p> <p>（追加）</p> <p>（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）</p>
P 7 6 第3編第7章	<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する<u>長期避難住宅及び</u>応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>
P 7 7 第3編第7章	<p>③ 患者の搬送</p> <p>市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。</p> <p>医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。</p> <p>なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。</p>	<p>③ 患者の搬送</p> <p>市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。</p> <p>医療救護所から災害拠点病院等の<u>後方</u>医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。</p> <p>なお、<u>後方</u>医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。</p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
P 7 7 第3編第7章	<p>(9) 行方不明者の捜索及び<u>遺体の取扱い</u></p> <p>市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。</p> <p>市は、警視庁等関係機関と連携して、<u>遺体</u>収容所の開設、<u>遺体</u>の搬送、収容及び処理等を行う。</p> <p>市は、<u>遺体</u>の処理の時期や場所、<u>遺体</u>の処理方法（<u>遺体</u>の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。</p>	<p>(9) 行方不明者の捜索及び<u>死体の処理</u></p> <p>市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。</p> <p>市は、警視庁等関係機関と連携して、<u>死体</u>収容所の開設、<u>死体</u>の搬送、収容及び処理等を行う。</p> <p>市は、<u>死体</u>の処理の時期や場所、<u>死体</u>の処理方法（<u>死体</u>の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。</p>
P 8 0 第3編第8章	<p>2 都に対する報告</p> <p>市は、都への報告に当たっては<u>安否情報システムで行い、安否情報システムが利用できない場合には</u>、原則として、省令様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 都に対する報告</p> <p>市は、都への報告に当たっては、<u>原則として</u>、省令様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>
P 8 9 第3編第9章	<p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>② 生物剤による攻撃の場合</p> <p>市は、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。</p> <p>また、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。</p> <p>市<u>生活環境</u>部は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、市福祉保健部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び感染地域への作業に協力する。</p>	<p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>② 生物剤による攻撃の場合</p> <p>市は、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。</p> <p>また、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。</p> <p>市<u>環境安全</u>部は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、市福祉保健部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び感染地域への作業に協力する。</p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）																				
P 9 4 第3編第11章	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。</p> <p>この場合において、高齢者、障害者<u>等の要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。</p> <p>この場合において、高齢者、障害者<u>その他特に配慮を要する者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>																				
P 9 5 第3編第11章	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」（<u>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成</u>）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」（<u>厚生省生活衛生局作成</u>）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>																				
P 1 0 2 第5編	<p>第5編 <u>大規模なテロ等（緊急処理事態）</u>への対処</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>大規模なテロ等（緊急処理事態）</u>への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。</p> <p>本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」、「平時における警戒」、「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。</p> </div>	<p>第5編 <u>緊急処理事態（大規模テロ等）</u>への対処</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>緊急処理事態（大規模テロ等）</u>への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。</p> <p>本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」、「平時における警戒」、「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。</p> </div>																				
P 1 0 2 第5編	<p>想定される事態類型</p> <table border="1" data-bbox="338 1070 1205 1385"> <thead> <tr> <th>事態類型</th> <th>事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 危険物質を有する施設への攻撃</td> <td>可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</td> </tr> <tr> <td>② 大規模集客施設等への攻撃</td> <td><u>大規模集客施設</u>、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</td> </tr> <tr> <td>③ 大量殺傷物質による攻撃</td> <td>炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散</td> </tr> <tr> <td>④ 交通機関を破壊手段とした攻撃</td> <td>航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ</td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	事 例	① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	② 大規模集客施設等への攻撃	<u>大規模集客施設</u> 、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破	③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<p>想定される事態類型</p> <table border="1" data-bbox="1243 1051 2105 1399"> <thead> <tr> <th>事態類型</th> <th>事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 危険物質を有する施設への攻撃</td> <td>可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、<u>危険物質積載船への攻撃</u>、<u>ダムの破壊</u></td> </tr> <tr> <td>② 大規模集客施設等への攻撃</td> <td><u>イベント施設・スポーツ施設</u>・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</td> </tr> <tr> <td>③ 大量殺傷物質による攻撃</td> <td>炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、<u>水源地に対する毒素等の混入</u></td> </tr> <tr> <td>④ 交通機関を破壊手段とした攻撃</td> <td>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	事 例	① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、 <u>危険物質積載船への攻撃</u> 、 <u>ダムの破壊</u>	② 大規模集客施設等への攻撃	<u>イベント施設・スポーツ施設</u> ・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破	③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、 <u>水源地に対する毒素等の混入</u>	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
事態類型	事 例																					
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破																					
② 大規模集客施設等への攻撃	<u>大規模集客施設</u> 、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破																					
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散																					
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ																					
事態類型	事 例																					
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、 <u>危険物質積載船への攻撃</u> 、 <u>ダムの破壊</u>																					
② 大規模集客施設等への攻撃	<u>イベント施設・スポーツ施設</u> ・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破																					
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、 <u>水源地に対する毒素等の混入</u>																					
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ																					

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
P 1 0 4 第 5 編 第 1 章	<p>1 危機管理体制の強化</p> <p><u>(2) 「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制</u> <u>市は、「地域版パートナーシップ」を活用し、警視庁（府中警察署）、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の強化に取り組む。</u></p> <p><u>(3) 医療機関、大学及び研究機関等との連携</u></p> <p>① 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、市に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。</p> <p>② 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、市に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。</p> <p><u>(4) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化</u> 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。 この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。</p> <p>2 対処マニュアルの整備</p> <p>(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備 市は、都が策定した「<u>東京都大規模テロ等対処マニュアル</u>」及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。</p>	<p>1 危機管理体制の強化 (追加)</p> <p><u>(2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携</u></p> <p>① 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、市に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。</p> <p>② 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、市に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。</p> <p><u>(3) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化</u> 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。 この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。</p> <p>2 対処マニュアルの整備</p> <p>(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備 市は、都が<u>作成する各種対処マニュアル</u>及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。</p>
P 1 1 3 第 5 編 第 4 章	<p>④ 汚染への対処 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。 また、市は都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処</p>	<p>④ 汚染への対処 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。 また、市は都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処</p>

該当頁	新（修正案）	旧（現行）
	<p>理等に協力する。</p> <p><u>この際、市は都と連携して避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。</u></p>	<p>理等に協力する。</p> <p>（追加）</p>
<p>P 102～P 115 （ヘッダー） 第 5 編</p>	<p><u>第 5 編 大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処</u></p>	<p><u>第 5 編 緊急対処事態（大規模テロ等）への対処</u></p>